

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	石橋建設工業株式会社（代表取締役 石橋 英雄）
	法人番号 3380001009586
住 所	福島県本宮市高木字舟場 2 5 - 8

2. 措置期間

令和 7 年 7 月 28 日 ～ 令和 7 年 8 月 27 日（ 1か月 ）

3. 事実概要

令和7年6月16日、当該人が石橋・菅野特定建設工事共同企業体の代表者として施工中の福島県教育委員会発注「安達地区特別支援学校小中学部新築（建築）工事」（第23-70011-0013号）において、階段室2階外部バルコニー床面の清掃作業を行うため、当該業者作業員が、はしごを掛けて上がろうとした際、はしご脚部の固定が外れはしごの足下が滑り、転落し負傷した。

この事故では、はしごを使用する際、転位を防止するために必要な措置を講じていなかったことなど、安全管理の措置が不適切であったと判断される。

4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第1の7（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第1の7】

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課
福島県福島市杉妻町2-16
(電話) 024-521-7899